

グリーンツーリズムでみそ造り体験をする家族連れ（安心院町）



大分方式が

全国基準に

グリーンツーリズム規制緩和

都市部の人々が農家に泊まって農村・農業体験をするグリーンツーリズムで、県が昨年、独自に設けた民泊施設の営業許可の規制緩和が、ほぼそっくり国の旅館業法施行規則に盛り込まれた。全国の農林漁業体験民泊を営む施設を「簡易宿所営業施設」と認め、客室の延べ床面積にこだわらない特例措置を設ける内容。一次産業の活性化を目指す、全国に先駆けて実施した大分方式が全国的な規制緩和を導いた格好で、農林漁業の振興と経営強化につながると期待されている。

農林漁業民泊の規制緩くないようにした。この特和を盛り込んだ旅館業法 例措置によって増改築を施行規則の改正は、厚生 する必要がなくなり、農労働省が四月一日に省令 家などに経済的負担がかで施行した。既に簡易宿 からないのが利点。所営業施設として認めら 農林漁村の体験民泊はれていたスキー場や海水 全国的にフームになって浴場など特定シーズンに いる。県内では先進的な限って営む施設と並ん 安心院町をはじめ、宇目で、農家など「農林漁業 町、野津町、竹田市など体験民泊を営む施設」を新たに簡易宿所営業施設をグリーンツーリズムの簡易宿所として営業している。

さらに「客室の延べ床 面積は三十三平方メートル以上とした基準を適用し ズムへの取り組みが広が

延べ床面積で特例措置 振興と経営強化期待

りをみせていることを受けて、県は昨年四月、農家などの宿泊営業を「旅館業法上の簡易宿所営業」と位置付けた。民泊施設の延べ床面積についても規制を緩和し、「隣接の廊下を含めて三十三平方メートル以上」とした。この規制緩和によって営業許可を得られた民泊施設もあり、関係者は「非常に画期的で、農家宿泊を取り巻く状況が大きく好転する」と高く評価。県が独自方針を打ち出した後、全国の自治体から問い合わせがあるなど、大きな反響を呼んだ。大分県の発想が国レベルのものとなり、旅館業法などを担当する県生活衛生課の橋本末喜課長補佐は「民泊営業が法的に明確に位置付けられた。県内をはじめ全国でも、グリーンツーリズムがさらに振興、発展していくと期待できる」と話している。